

別表（第5条関係）

区 分	国及び京都府の補助を受けずに 行われるもの (%)	国又は京都府の補助を受けて 行われるもの (%)
農 地 及 び 農 業 用施設	5 0 （ 6 5 ）	2 0
林 業 用 施 設	5 0 （ 6 5 ）	4 5

備考

- 1 国又は京都府の補助を受けて行われるものについては、国又は京都府の補助額と市の補助額の合計が95%を超える場合は、95%以内になるよう市の補助率を調整する。

ただし、林業用施設については、激甚指定を受けた災害もしくは連年災害その他、国又は京都府の補助率の嵩上げがある場合は、この限りではない。

- 2 括弧内の数値は、次の各号に掲げる基準に適合する事業について適用する。
 - (1) 農業用施設に関する災害復旧事業のうち、国が定める農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第3に該当しない災害により被災した施設の復旧を国及び京都府の補助を受けずに行う場合で、被災状況に鑑みて市内の農業に著しい影響を及ぼすため補助率を増嵩する必要があるもの
 - (2) 林業用施設に関する災害復旧事業のうち、京北及び花背峠以北の地域内にあるもの、又は受益面積が500ヘクタール以上のもの